

平成16年 第3回(定例) 壱岐市議会 会議録(第6日)

議事日程(第6号)

平成16年 9月28日 午前10時00分開議

日程第1	議案第55号	平成16年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)について	予算特別委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第2	議案第56号	平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第3	議案第57号	平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第4	議案第58号	平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第5	議案第59号	平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第6	議案第60号	平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第7	議案第61号	平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第8	議案第62号	平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第9	議案第63号	平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第1号)について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第10	議案第64号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第11	議案第65号	長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第12	議案第66号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第13	議案第67号	大島辺地、長島辺地、原島辺地、勝本辺地、中野郷辺地、八幡浦辺地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第14	議案第68号	公有水面埋立について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第15	議案第69号	公有水面埋立について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決

日程第16	議案第70号	公有水面埋立について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第17	議案第71号	公有水面埋立について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第18	議案第72号	中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第19	認定第1号	平成15年度郷ノ浦町水道事業会計決算認定について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第20	認定第2号	平成15年度吉崎市水道事業会計決算認定について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第21	請願第2号	郵政事業の民営化に反対を求める国会及び政府への意見書提出に関する請願	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第22	請願第3号	「台湾ノリスの撲滅」に関する請願	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第23	議案第73号	中央水処理センター建設工事請負契約の締結について	説明・委員会付託省略・質疑 本会議・原案のとおり可決
日程第24	同意第15号	固定資産評価員の選任について	同意
日程第25	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	了承
日程第26	発議第13号	郵政事業分割民営化に関する意見書の提出について	原案のとおり可決
日程第27	発議第14号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について	原案のとおり可決
日程第28	委員会の閉会中の継続審査及び調査の件		原案のとおり決定
日程第29	議員派遣の件		原案のとおり可決

本日の会議に付した事件

（議事日程第6号に同じ）

出席議員（59名）

1 番	菊田 光孝君	2 番	町田 光浩君
3 番	小金丸益明君	4 番	深見 義輝君
5 番	坂本 拓史君	6 番	今西 徹也君
7 番	平尾 典子君	8 番	町田 正一君
10番	市山 和幸君	11番	田原 輝男君
12番	長島 清和君	13番	山下 澄夫君

14番 豊坂 敏文君	15番 富田 邦博君
16番 山下 正業君	17番 立石 和生君
18番 坂口健好志君	19番 中村出征雄君
20番 橋本 早苗君	21番 立川 省司君
22番 鵜瀬 和博君	23番 中田 恭一君
24番 東谷 伸君	25番 馬場 忠裕君
26番 久間 進君	27番 小園 寛昭君
28番 眞弓 倉夫君	29番 大久保洪昭君
30番 山内 道夫君	31番 江川 漣君
32番 西村 勝人君	33番 大浦 利貞君
34番 榊原 伸君	35番 長岡 末大君
36番 酒井 昇君	37番 久間 初子君
38番 浦瀬 繁博君	39番 末永 浩君
40番 倉元 強弘君	41番 横山 重光君
43番 平畑 光君	44番 吉田 寛君
45番 吉富 忠臣君	46番 佐野 寛和君
48番 永田 實君	49番 森山 是蔵君
50番 山川 峯男君	51番 近藤 団一君
52番 牧永 護君	53番 品川 洋毅君
54番 長山 茂彌君	55番 川谷 力雄君
56番 赤木 英機君	57番 中村 瞳君
58番 入江 忠幸君	59番 立石 一郎君
60番 原田 武士君	61番 深見 忠生君
62番 瀬戸口和幸君	

欠席議員（ 3 名 ）

9 番 今西 菊乃君	42番 川添 隆君
47番 安川 芳一君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君	事務局書記 松永 隆次君
事務局課長 山川 英敏君	事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	(欠 席)
産業経済部長	末永 榮幸君	建設部長	白川 武春君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	吉永 正司君
勝本支所長	鳥巢 修君	芦辺支所長	立石 勝治君
石田支所長	喜多 丈美君		
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長	米本 実君	企画課長	山本 善勝君
合併プロジェクト室長			堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	桒崎 精司君	農林課長	白石 廣信君
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	建築課長	酒村 泰治君
水道課長	松本 徳博君	会計課長	浦川 信久君
病院管理課長	上川 孝一君	公立病院事務長	竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行			前田 正博君
農業委員会事務局長 ...	市山 保信君		
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長			山口浩太郎君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	山内 義夫君		

午前10時00分開議

○議長（瀬戸口和幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は59名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議案審議を行います。

-----・-----
日程第 1 . 議案第 5 5 号

日程第 2 . 議案第 5 6 号

日程第 3 . 議案第 5 7 号

日程第 4 . 議案第 5 8 号

日程第 5 . 議案第 5 9 号

日程第 6 . 議案第 6 0 号

日程第 7 . 議案第 6 1 号

日程第 8 . 議案第 6 2 号

日程第 9 . 議案第 6 3 号

日程第 1 0 . 議案第 6 4 号

日程第 1 1 . 議案第 6 5 号

日程第 1 2 . 議案第 6 6 号

日程第 1 3 . 議案第 6 7 号

日程第 1 4 . 議案第 6 8 号

日程第 1 5 . 議案第 6 9 号

日程第 1 6 . 議案第 7 0 号

日程第 1 7 . 議案第 7 1 号

日程第 1 8 . 議案第 7 2 号

日程第 1 9 . 認定第 1 号

日程第 2 0 . 認定第 2 号

日程第 2 1 . 請願第 2 号

日程第 2 2 . 請願第 3 号

- 議長（瀬戸口和幸君） 日程第 1、議案第 5 5 号平成 1 6 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）についてから、日程第 2 2、請願 3 号「タウンリスの撲滅」に関する請願についてまで 2 2 案件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長お願いします。5 6 番、赤議議員。

- 予算特別委員長（赤木 英機君） 委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 3 条の規定により報告いたします。

議案第55号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）については、原案可決。

以上でございます。

- 議長（瀬戸口和幸君） 次に、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長お願いします。35番、長岡議員。
- 総務文教常任委員長（長岡 末大君） おはようございます。委員会審査報告。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第64号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、原案可決。議案第65号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更について、原案可決。第66号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、原案可決。議案第67号大島辺地、長島辺地、原島辺地、勝本辺地、中之郷辺地、八幡浦辺地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。

続きまして、委員会審査報告書。本委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条の規定により報告いたします。

受理番号、請願第2号。付託年月日、平成16年9月8日、郵政事業の民営化に反対を求める国会及び政府への意見書提出に関する請願、審査の結果、採択、措置としましては、意見書を提出いたします。

以上です。

- 議長（瀬戸口和幸君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長お願いします。53番、品川議員。
- 厚生常任委員長（品川 洋毅君） 委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第56号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決。議案第57号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決。議案第61号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決。なお、審査を受けておりました認定第3号平成15年度壱岐広域圏町村組合病院事業会計決算認定について、認定第4号平成15年度壱岐市病院事業会計決算認定については、審査日程不足のため、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行いましたので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

- 議長（瀬戸口和幸君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長お願

いします。５２番、牧永議員。

- 産業経済常任委員長（牧永 護君） 産業経済常任委員会報告をします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第１０３条の規定により報告いたします。

議案第６２号平成１６年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第１号）について、原案可決。議案第６３号平成１６年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第１号）について、原案可決。議案第６８号公有水面埋立について、原案可決。議案第６９号公有水面埋立について、原案可決。議案第７０号公有水面埋立について、原案可決。

請願の審査報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第１３６条の規定により報告いたします。

請願第３号「台湾ノリスの撲滅」に関する請願について、採択すべきものと採決いたしました。

以上。

- 議長（瀬戸口和幸君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長お願いします。

４８番、永田議員。

- 建設常任委員長（永田 實君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第１０３条の規定により報告します。

記。議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

第５８号平成１６年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、原案可決。第５９号平成１６年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、原案可決。第６０号平成１６年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第１号）について、原案可決。第７１号公有水面埋立について、原案可決。第７２号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更について、原案可決。認定第１号平成１５年度郷ノ浦町水道事業会計決算認定について、認定。認定第２号平成１５年度壱岐市水道事業会計決算認定について、認定。

以上。

- 議長（瀬戸口和幸君） これから各委員長の報告に対する質疑を行います。

日程第１、議案第５５号から日程第２０、認定第２号までと、日程第２１、請願第２号から日程第２２、請願第３号まで、２２件に対して一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、参考のために申し上げます。

質疑ありませんか。４９番、森山議員。

- 議員（４９番 森山 是蔵君） 郵政民営化に対する意見書についてのお尋ねを申し上げたいと思います。

ここで紹介議員から説明されました文面がここにあるわけですが、この分だけしか委員会の中では審議されなかったのかどうか、そして別な問題が出てきたのかどうか、その辺、お尋ねをします。

- 議長（瀬戸口和幸君） ３５番、長岡議員。
- 総務文教常任委員長（長岡 末大君） その件は国自体が検討中のところもあり、将来的には避けて通れない問題でありましょうが、山間僻地におけるサービス低下が懸念される点、現時点での状況での民営化は問題があるということで、先延ばしが適当じゃなからうかという意見は出ました。よろしいですか。
- 議長（瀬戸口和幸君） ４９番、森山議員。
- 議員（４９番 森山 是蔵君） 別な意見を審査するということとはできないわけではございませんか。以上、お尋ねをしますが。
- 議長（瀬戸口和幸君） 別の案件ですか。
- 議員（４９番 森山 是蔵君） 民営化事業に対するこれ以外の案件ですね。それは論議されてしかるべきかどうかということなんです。
- 議長（瀬戸口和幸君） 別な案件、どういう意味ですかね。
- 議員（４９番 森山 是蔵君） 例えば、ここに書いてありますような、これは住民に対する国のサービス機関そういう面の文面だけしかここに見当たらないわけですね。この文面は。いわゆる民営化事業の今野とも山とも知れない今案件が出されておるわけです。きのうの内閣の組閣の中にもそういうことがきのう放映されておったわけですが、私たちが末端行政の中で、この民営化に対する賛否を問えと言われるようであるとするならば私は何も申し上げませんが、まだなんとも言いがたいこの時期において、そういうことが論議されてしかるべきかどうかということなんです。その点、よろしくお願いします。
- 議長（瀬戸口和幸君） 今の件について、３５番議員、委員長。
- 総務文教常任委員長（長岡 末大君） これは皆さんももう周知のとおりでございますが、国会で非常に賛否両論でかなり審議されております。私たち議会としまして、こういうのが出てきたから一応審査して、まだまだ海千山千でよくわからないということでありまして、先送りをしていただければというふうに国が決定しないものを市議会で決定するようなことはできないわけですから、そこ辺を一応論じたわけですが、この意見の内容にあるとおりでございます。それ以上のことは私市議会では無理だと思いますが、いかがでしょう。
- 議長（瀬戸口和幸君） ４９番議員、よろしいですか。（「はい、承知しました」と呼ぶ者あ

り)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はないようですので、日程第1、議案第55号から日程第20、認定第1号までと日程第21、請願第2号から日程第22、請願第3号まで、22件に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

日程第1、議案第55号平成16年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号平成16年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、議案第55号平成16年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第56号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、議案第56号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第57号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第57号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第58号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第58号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第59号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第59号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第60号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第60号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第61号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第61号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第62号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第62号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第63号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第63号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第1号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第６４号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第６４号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第６４号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第６５号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第６５号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第６５号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１２、議案第６６号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第６６号長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第６６号長崎県市町村土地開発公社定款の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第６７号大島辺地、長島辺地、原島辺地、勝本辺地、中野郷辺地、八

幡浦辺地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第６７号大島辺地、長島辺地、原島辺地、勝本辺地、中野郷辺地、八幡浦辺地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第６７号大島辺地、長島辺地、原島辺地、勝本辺地、中野郷辺地、八幡浦辺地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第６８号公有水面埋立について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第６８号公有水面埋立については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第６８号公有水面埋立については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１５、議案第６９号公有水面埋立について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第６９号公有水面埋立については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第６９号公有水面埋立については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第７０号公有水面埋立について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第７０号公有水面埋立については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第70号公有水面埋立については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第71号公有水面埋立について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号公有水面埋立については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第71号公有水面埋立については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第72号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第72号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、認定第1号平成15年度郷ノ浦町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第1号平成15年度郷ノ浦町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第1号平成15年度郷ノ浦町水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

次に、日程第20、認定第2号平成15年度壱岐市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第2号平成15年度壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第2号平成15年度壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第21、請願第2号郵政事業の民営化に反対を求める国会及び政府への意見書提出に関する請願について、討論を行います。討論はありませんか。31番、江川議員。討論については、登壇をお願いします。

- 議員（31番 江川 漣君） 討論いたします。

郵政事業民営化反対の請願書を出すようになっておりますが、なぜ民営化がいけないのか。またいろいろな改革を行う中に、聖域をつくってはならないと思います。今国家公務員、地方公務員、あるいはまた公社等の改革をしなければならないことが多々あるといわれながら、最も大きいかわかりませんが、この郵政事業の民営化こそその発端だと思います。私は改革にブレーキをかけてはならないと思っております。

以上を持ちましてこの請願には賛成しかねます。

以上です。

- 議長（瀬戸口和幸君） 次に、本案に対する賛成の方の討論を許します。60番、原田議員。
- 議員（60番 原田 武士君） 郵政事業の民営化には、私は反対をする立場で、今月3日の本会議におきまして、特に離島民営化されることによって、離島、僻地の私たちがこうむる不の部分があり、その説明は先日にいたしました。私自身つけ加えたいのは、民営化する中で一番しわ寄せを食うのは離島、僻地であるというふうに申し上げましたが、先般、長崎先市議会でもあいう県内の大都市である長崎市議会が民営化反対の決議をし、意見書を送るようになっております。こういうことを考え合わせますときに政府の行政改革の一端かもしれませんが、民営化を許してはならないという立場で本案に対する委員会の採択を支持するものであります。
- 議長（瀬戸口和幸君） 次に、本案に反対の方の討論を許します。49番、森山議員。
- 議員（49番 森山 是蔵君） せっかく反対、賛成の討論がっておりますので、私は現時点では、賛成、反対というそういう原点は見出せないと思っております。なぜ私が反対も、今議長が言われたようなことで、ここに上がったかといいますと、民営化した場合の、する場合のその方法、また機構、そういうものがまだ十分にできていない。ましてやきのうも言っておりましたように、国会議員の中でも民営化に反対するものが、賛成するものの倍以上おると、そういうような今国会の状況であります。私は一番民営化に疑問を持っておりますのは、この郵政に対する郵

便貯金、簡易保険のこの財政投融资の問題でございます。この金によって、今の国会議員が族議員と言われるような集団をつくって、その中で金の対応をしておる。なおかつ、この金が国会の中では一切審議されない。そういう状況を生み出しておるわけでございます。

それから、請願の内容にありましたような、住民に対するサービス、この面については、後でだんだんわかってくるといいますけれども、このことを組み込んだ内容が改革の重点になると私は思いますし、それから、もう一つ大事なことは、全国に27万人というこの郵政事業に携わる公務員がおります。これは公務員の3分の1だそうでございます。このことを抜きにしてはこの問題も私はうやむやになるし、また国の70兆円に及ぶこの金の所在、このことが非常に大きなウエイトを持っておると思います。私は賛否を問えということではなくて、我々はこの委員会の中で採択をするか、しないか、それはその採択をするためにどのような道順を踏んできたか、または不採択をするためにどのようなことを審議されたのか、そのことはまず私は一番重要であるところというふうに思っております。私の考えておりますことを一端を述べまして、賛否、賛成、それは私自身も言いかねます。

以上でございます。

- 議長（瀬戸口和幸君） ほかに討論ありますか。ありませんか。29番、大久保議員。
- 議員（29番 大久保洪昭君） 今、森山議員のお話しをお聞きしましたら、今は反対討論、賛成討論の場であると思います。反対か賛成か、そこは明らかにしていただきたいと思います。
- 議長（瀬戸口和幸君） はい、承っておきます。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、請願第2号郵政事業の民営化に反対を求める国会及び政府への意見書提出に関する請願については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開は11時とします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

- 議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次に、日程第22、請願第3号「台湾ノリスの撲滅」に関する請願について、討論を行います。

す。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、請願第3号「台湾ノリスの撲滅」に関する請願については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第23．議案第73号

日程第24．同意第15号

日程第25．諮問第1号

- 議長（瀬戸口和幸君） 日程第23、議案第73号中央水処理センター建設工事請負契約の締結についてから日程第25、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてまで、本日送付されました3件を上程し議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。市長。――水道課長。

- 水道課長（松本 徳博君） 議案第73号中央水処理センター建設工事請負契約の締結について説明いたします。

中央水処理センター建設工事請負を下記のとおり締結するため、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成16年9月28日提出。壱岐市長。

記。1、契約の目的、中央水条センター建設工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、金3億8,325万円、4、契約の相手方、長崎市万才町7番1号、株式会社奥村組長崎営業所所長横山晃。

次のページの説明資料でございますが、1、工事場所、長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦、2、工事内容、機械設備工事一式で真空ポンプ設備3台につきましては、資料3の右下と資料4の右下になりますが、この施設は水処理場に真空タンクを設置しまして、真空ポンプにより污水管を不圧にして污水を真空タンクに吸引する設備であります。

次に、圧送ポンプ2基につきましては、資料2の右側の方の黒い小さい四角のところでございますが、これは処理場に集めた污水を処理槽に送水するポンプであります。

次に、土壌脱臭床2基につきましては、資料の2の三角に色を塗ったところ2カ所でございますが、施設内の臭気を集めて土の中をろ過して臭いを消すところでございます。

次に、汚泥脱水機 1 基につきましては、資料 4 の右上になりますが、汚水により発生した汚泥を 85 %程度まで脱水をいたします設備であります。

次に、電気設備工事一式でございますが、これはキュービクル型非常用発電機 1 面につきましては、資料 4 の左下になります。これは停電等の折に利用する発電機でございます。

次に、動力制御盤 1 面につきましては、資料 5 の左下になります。これは施設に必要な電気を受電、配電する設備と施設の監視設備の計装盤を一緒にしております。

以上が工事内容でございます。

3、工期、着工、平成 16 年 9 月 29 日、完成、平成 17 年 2 月 28 日、工事日数、153 日間でございます。

入札状況でございますが、入札結果につきましては、記載のとおりでございますのでお目通しをお願いいたします。

なお、別添資料 1 から 5 までの内容につきましては、ただいま説明の折に参照いただきましたので省略いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 市長。

○市長（長田 徹君） 同意第 15 号固定資産評価委員の選任について、苓崎市固定資産評価委員に下記の者を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めます。

氏名、澤木満義。

続きまして、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。

氏名、百崎政子。提案理由、平成 16 年 9 月 30 日中村信子委員の任期満了に伴い後任を推薦するため議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（瀬戸口和幸君） お諮りします。日程第 23、議案第 73 号から日程第 25、諮問第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号から諮問第 1 号については委員会の付託を省略することに決定されました。

ここでお諮りします。議案研究のためしばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。しばらく休憩します。再開は 11 時 20 分とし

ます。

午前11時07分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

これから日程第23、議案第73号中央水処理センター建設工事請負の締結について質疑を行います。質疑はありませんか。56番、赤議議員。

○議員（56番 赤木 英機君） 素人でございますので、ちょっと質問させていただきますが、本来本体工事というのは、事前に契約変更等ございまして、承認になっておるわけですが、このポンプというのは、何で最初に、そりゃポンプがないとこの本体も使えんわけでしょ。そうしますとどうして当初からポンプも入れた計画を組まれんじゃったわけですかね。ちょっと、その点を。

○議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

○水道課長（松本 徳博君） 56番、赤議議員さんの質問にお答えいたします。

これは中央処理の本体工事でございますが、現在付帯工事は行っておりますが、今年度行いますところは、この中央処理センターの本体の中の設備を工事するわけでございますので、全体的に設備機器類を設置するように計画しておるところでございますので、このポンプ類につきましては、当初からというわけではなくて、付帯設備が終った後、設置するという考え方で工事を進めております。

以上でございます。

○議長（瀬戸口和幸君） 56番、赤木議員。

○議員（56番 赤木 英機君） 付帯工事といいますが、これはポンプがないと使えんわけですよ。この水処理は。そのポンプなんかも付帯になるわけですか。

○議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

○建設部長（白川 武春君） 56番議員の質問にお答えします。

この水処理センターは、全体設計承認を受けまして、その当該年度予算に該当する分だけの発注を当初いたしておりました。そして全体設計承認のうち、14年、15年度分を既に発注して契約変更したわけでございます。今回は16年度予算につきまして、予算決定がありましたので、その部分の発注でございます。実際ポンプも真空ポンプ、全体設計承認の中に入っておりました。しかし、一括発注、全体発注できませんので、今回追加して発注することになりました。ですから、全体設計承認は受けておりましたので、当然ポンプも全体設計承認の中には入っておりましたので、そういう関係でございます。

○議長（瀬戸口和幸君） 56番、赤議議員。

○議員（56番 赤木 英機君） そうしますと、全体設計にはもちろん入っておるわけですが、これは予算のもちろん予算要求の関係もあるわけでしょうけど、もし予算がつかない場合はポンプつかないんですか。どういうふうになるんですか。予算要求される場合に。ポンプが私は主だと思うんですよ。箱物はなんでもやれるわけですから、こんなに大々的にやるわけです。ポンプというのが一番水処理では私生命だと思うんですけど、それをそのもし予算の関係もあって後から予算がついたから恐らく今発注したという御答弁だと思うんですけど、本来一番重要なところに、もし予算がつかない場合はどうなさるつもりだったんですか。

○議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

○建設部長（白川 武春君） お答え申し上げます。

この全体設計承認を受けるということは予算をつけるということの前提での国の全体設計承認を得たわけでございます。年度を区切って予算の配分がなされるということでございますので、予算がつかないということはないことでの承認を受けておった事業でございます。

○議員（56番 赤木 英機君） 3回ですから、もうよろしゅうございます。

○議長（瀬戸口和幸君） 60番、原田議員。

○議員（60番 原田 武士君） 工事が複数年度にわたる。そして補助、年度の補助枠の中で工事を進めていく関係で、今赤議議員が言われた水処理センターのポンプはこれはもう心臓部分ですから、基本設計としては組み込んでいたけれども、補助金の関係で翌年度というような形になったというふうに理解していいのかどうか、恐らくそうだろうと私は思うんですが、お願いします。

○議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

○建設部長（白川 武春君） 60番議員のおおせのとおりでございます。

○議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。19番、中村議員。

○議員（19番 中村出征雄君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず第1点目は、指名業者について、本体工事と同じように同じ業者であるのかどうか。

それから、次の1点目は、この内容を見ますと、ポンプ、恐らく電気関係についてはかなり技術的な面があるかと思いますが、機械、電機と分割発注して全然島内の業者が1社も入っておられけませんので、分割発注して島内業者を入れるようなことはできなかったのかどうか。

それともう一つ、さっきの関連ですが、本来ならば全体承認、計画もらっておられるわけですから、場合によったら債務負担行為をして本体の工事と一緒に契約はできなかったのがどうか、これについてお伺いします。

○議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

○建設部長（白川 武春君） 19番議員の御質問にお答えいたします。

確かに、指名業者につきましては、本体と同一業者の指名でございます。それと一括発注、全体設計承認を得ておるのであれば一括発注できなかったのかということでございます。それは債務負担行為での事業が14年度と15年度、2カ年度当初の分は発注いたしております。そして今回は16年、17年度分の一括発注分でございます。2カ年を超えることはできませんので、2回に分けての発注でございます。

島内の指名業者につきましては、当初の業者と一緒にございまして、当然島内の業者の協力は当然必要でございますが、水処理センターという特殊な工事の関係上、工事の管理上どうしても大手ゼネコンさんをお願いをしてすべて吉岐の業者が協力をするという形を取っております。

以上です。

○議長（瀬戸口和幸君） 19番、中村議員。

○議員（19番 中村出征雄君） 今部長の御説明で当然2年以上のというような、理解しました。しかし、今回のこの工事については、必ずしも当初の本体工事と同じ業者でなければならない。やはり島内の業者でできる分はできるだけ私は島内の業者も十分入札に参加できるような方法を取るべきじゃないかと思います。別に回答はいりません。質問を終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬戸口和幸君） 討論はないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。議案第73号中央水処理センター建設工事請負契約の締結については、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第73号中央水処理センター建設工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、同意第15号固定資産評価委員の選任について質疑を行います。質疑はありませんか。40番、倉元議員。

○議員（40番 倉元 強弘君） 反対ではありませんけれども、ちょっとわからん点がありますのでお尋ねをいたします。

旧合併前の旧町ですと、固定評価委員というのは、勝本町にはたしか五、六人おられたような気がいたします。ただ、何かシステムが違うような話もありますが、全然わかりませんので、そ

こあたりの具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

- 議長（瀬戸口和幸君） 市長。
- 市長（長田 徹君） 多分固定資産審査員というのもあるわけでございます。その内訳につきましては、担当の方からちょっと説明をさせます。
- 議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。
- 総務部長（松本 陽治君） 40番議員の質問にお答えいたします。

今言われましたのは、補助員のことだろうと思います。今回固定資産評価員と申し上げますのは、固定資産を適正に評価をして、市長が価格を決定をすることを補助するという役割でございます。したがって、以前の4町でありました補助員とは違うということでございます。

- 議長（瀬戸口和幸君） 40番、倉元議員。
- 議員（40番 倉元 強弘君） ちょっと違うようでありますので、別段反対するわけでありませんが、じゃ1人で要するに補助員が調査してきたことを1人でこれでよしという決定をなさるわけですか。ちょっとそこあたりのシステムをお聞かせください。
- 議長（瀬戸口和幸君） 税務課長。
- 税務課長（浦 哲郎君） 40番議員にお答えをいたします。

先ほどの旧町、勝本町で5名程度の委員さんがいられたということですが、まず先ほど部長の方から申しましたように、固定資産評価補助員でございます。これは市町村長が必要があるときそれぞれ評価員の職務を補助させるために現地等に、通常大工さん等が行かれてあったかと思えます。そういう方々を選任されていたと思えます。

今回の分については、提案いたしましたように固定資産評価の設置で、地方自治税法の404条で市町村長の指揮を受けて固定資産の適正に評価をするということのその分を補助すると、それで評価員につきましては、1名で統一した見解を期して行うということで行政実務等で述べられております。それを市町村長が決定をするということになります。

それで現地等については、職員ないし市長が必要が認めたときに固定資産評価委員を選任をいたし、その者たちが現地調査、もちろん固定資産評価委員も現地へ行くこともあります。

以上でございます。

- 議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論はないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立に

よって行います。同意第 15 号固定資産評価委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、同意第 15 号固定資産評価委員の選任については同意することに決定しました。

次に、日程第 25、諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論はないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、これに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦については了承することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第 26、発議第 13 号

- 議長（瀬戸口和幸君） 日程第 26、発議第 13 号郵政事業分割民営化に関する意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。34 番、榊原伸議員お願いします。

- 議員（34 番 榊原 伸君） 郵政事業分割民営化に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

郵政事業分割民営化に関する意見書案、政府におかれましては、聖域なき構造改革の断行を打ち出され、その一つである郵政事業民営化に強い意欲を表明しておられるので、これに関して意見を述べます。

全国津々浦々に存在する 2 万 4,700 の郵便局は地域住民にとって最も身近な国の機関であり、特に過疎地域ではコミュニティーの一つの核としての役割を担っています。

郵便局の経営には、税金は投入されておらず、その経営形態は独立採算性であり、非営利の国家事業であることの異議は大きいといえます。安価ですべての国民に対し、公平なサービスが提供され、その存在は国民の日常生活にとって不可欠なものであります。ところが、この郵政事業

が採算性を重視した民間に移行されると、事業は収益性を追求し、郵便局配置の効率化が進み、離島及び過疎地域である壱岐市は不採算地域としてこれまでどおりのサービスが受けられなくなる恐れがあります。

国民にとっては、大きな痛手となり、真に国民のためになる行財政改革を推進するため、地域拠点としての郵便局の役割を評価し、これまで以上に地域自治体と連携を図って、少子化、高齢化社会に対応する拠点として、地域の情報や福祉の向上のためにより有効に活用することが必要です。

政府におかれては郵政事業が果たす公共的、社快適役割の重要性にかんがみ、現行の国営の公社による経営形態を堅持し、地域住民サービスの充実と全国ネットワークの最大の力が発揮されるためにも不可欠な公共機関として維持されるよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成16年9月28日、長崎県壱岐市議会、提出先はごらんのとおりでございます。

以上、採択をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（瀬戸口和幸君） ただいま議題となっています発議第13号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第13号については委員会付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。発議第13号郵政事業分割民営化に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議第13号郵政事業分割民営化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第27．発議第14号

- 議長（瀬戸口和幸君） 日程第27、発議第14号地方分権推進のため、国庫補助負担金改革案

の実現を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。２３番、中田恭一議員、お願いします。

- 議員（２３番 中田 恭一君） 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現に求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書案、平成１６年度における国の予算編成は「三位一体の改革」の名のもとに、本来あるべき国、地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係をそこねる結果となった。こうした中、政府においては、去る６月４日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００４」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、おおむね三兆円規模の税源移譲を前提として地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体はこの要請に対し、去る８月２４日に国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件をもとに地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与、規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところであります。よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体を取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受けとめられ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

記。１、国と地方の協議機関の設置、地方の意見が確実に反映することを担保とすると、国の地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

２、税源移譲との一体的実施、今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

３、確実な税源移譲、今回の国庫補助負担金改革は確実に税源移譲が担保される改革とすること。

４、地方交付税による確実な財政措置、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実に財源措置を行うこと。また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所用額を必ず確保すること。

５、施設整備事業に対する財政措置、廃棄物処理施設、社会福祉施設などは臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより、万全の財政措置を講じること。

６、負担転化の排除、税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金などの補

助負担率の切り下げ、単なる地方交付税の削減など、地方への一方的な負担転化は絶対認められないこと。

7、新たな類似補助金の創設禁止、国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的、内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8、地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映、地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方公自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成16年9月28日長崎県壱岐市議会。提出先はここに示されているようになっております。よろしくお願いいたします。

- 議長（瀬戸口和幸君） ただいま議題となっています発議第14号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号については委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、町田議員。

- 議員（8番 町田 正一君） 非常にわかりにくい文章で私も何回もさっきから読みよったんですが、結局この意見書の趣旨は各8項目にわたる前提条件を書いて、それを踏まえて三位一体の改革の早期実現を強く求めるというふうに結論づけてあるわけですが、私は今国がやろうとしている三位一体改革では非常に問題が大きい点が幾つかあるんですが、その中でも特に中学校の義務教育費、これが今までの国庫負担から地方自治体へ移行されようとしています。

本来、教育とか、防衛とかいうのは、国が基本的に義務教育は1947年の学制の改革から、日本は義務教育については全国一律に同じレベルで国民に対してやってきたわけです。義務教育については、だからすべて地方自治体がやるんじゃないくて、国が責任を持ってどんな小さな町や村でも、中学校、小学校、義務教育については行ってきました。ここにはそれについては全く触れておりません。

今度、今国は三位一体改革の名のもとに、中学校における義務教育費を地方自治体の方に転化しようというふうにしておりますけども、それについて、今提出議員に、この中学校の義務教育費についての条項は私はこれぜんぜん見えないんですけれども、このそういうのも踏まえて、この地方三位一体の改革を早急に実現するような意見書を政府に提出するつもりなのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

- 議長（瀬戸口和幸君） 23番、中田議員。

- 議員（23番 中田 恭一君） 町田議員の質問ですけども、義務教育の国庫補助の削減の部分

については、たしか、前回、まだちょっと確認はしてませんが、前回それはとりきって意見書か、何かを上げたような覚えがありますが、その辺、ちょっと事務局の方、調べていただければ幸いです。

○議長（瀬戸口和幸君） 8番議員よろしいですか。

○議員（8番 町田 正一君） 余りいじめるつもりはないんですけども、今まで別にこういったそういった意見書が壱岐市議会で採択されたことはありません。私は別に国の三位一体改革の全部が反対しているわけじゃなくて、国が今やろうとしていることについても、非常に私も疑問を持っております。これを見ると、この前地方六団体が集まって、国に対して交渉をずっとしているわけですけども、そのそのすべてについて反対するわけではありませんけれども、特に僕は義務教育費の国庫負担をやめて、特に中学ですね。今度から地方自治体の方にそれは税源移譲して地方自治体が主体的にやるとこういうことで教育の機会均等というのが本当に保たれるかどうかというのは非常に危惧しております。その面においてこの意見書がそれについて何にも触れられなくて、その三位一体の改革の早期実現を早急に全体像を示して早くやってくれというふうにしか、私にはちょっと読めないんで、そのこのところをちょっと質問したわけです。なかなか答えにくいと思うんで、答弁はもう結構です。

○議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。56番、赤議議員。

○議員（56番 赤木 英機君） 質問じゃございませんが、この中に地方分権の今町田議員が申されましたが、国の三位一体が間違っておるからそれを改革してということで意見が出ておるように掲げてありますし、また先ほどの義務教育の国庫負担の堅持に関しては前々回だったと思いますが、意見書が出ておりますので、その方で処理がなされてあると思います。この意見書に対しては私は賛成をいたしたいと思います。

○議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。発議第14号地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書の提出については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議第14号地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の提出については原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第 28 . 委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

- 議長（瀬戸口和幸君） 日程第 28、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業経済常任委員長、建設常任委員長及び吉岐公立病院建設調査特別委員長から委員会の審査及び調査中の事件について、会議規則第 104 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり委員会の閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

日程第 29 . 議員派遣の件

- 議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第 29、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第 159 条の規定によりお手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については可決されました。

----- . ----- . -----

- 議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了しました。

ここで長田市長よりあいさつの申し出がっておりますので、これを許します。市長。

- 市長（長田 徹君） 議会閉会に当り一言ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方には 9 月 3 日より 26 日間にわたりまして、全議案につきまして慎重に御審議をいただきまして原案どおり全議案可決を賜りまことにありがとうございました。

今会期中に賜りました御意見、また御指摘を真摯に受けとめまして、市政の一層の発展を目指し、職員ともどもに一生懸命頑張りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当りごあいさつといたします。ありがとうございました。

----- . ----- . -----

- 議長（瀬戸口和幸君） これをもちまして、平成 16 年度吉岐市議会第 3 回定例会を閉会いたします。

午前11時57分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 瀬戸口 和幸

署名議員 山下 澄夫

署名議員 豊坂 敏文